

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K00945

研究課題名(和文)「激化事件」裁判に関する基礎的研究

研究課題名(英文) Basic research on trial process of radicalist in 19 century Japan

研究代表者

高島 千代 (TAKASHIMA, Chiyo)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：90283382

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：「激化事件」関係者の行動・意識、事件を裁いた裁判所・司法省の事件像や公判戦略などを明らかにする研究の基礎作業として、法務図書館所蔵「激化事件」関係裁判史料のうち未翻刻史料15冊の翻刻・活字化を実施、あわせて関連史料の地検における所蔵調査、事件報道史料の調査を行った。また研究報告として激化事件の裁判管轄をめぐる方針変更の理由、「国事犯」概念の形成過程を明らかにした。以上は「激化事件裁判関係史料集」(仮)を刊行するための作業でもある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

明治10年代、近代成立期の日本で起きた「激化事件」の実態やその裁判過程を明らかにすること(本研究の目的)は、「激化事件」の研究上の問いに答えるだけでなく、日本社会の近代化をめぐる様々な構想(可能性)の存在や被統治者における政治的な主体意識のあり方、またこうした被統治者の構想・政治意識との関わりで日本における近代国家制度の内実、ひいては日本の民主主義の出発点を再検証する意義をもつ。本研究の研究成果は、未だその基礎作業を終え、分析・考察に着手した段階に止まるが、「激化事件裁判関係史料集」(仮)を刊行し、さらなる研究に資するための一階梯でもある。

研究成果の概要(英文)：In this research, we have reprinted the historical materials of the "Gekika jiken" trial, specifically 15 documents collected by Ministry of Justice library, as the basic study which clarified the action, its principle of the people involved in the "Gekika jiken", and the case image, court strategy of the Ministry of Justice. In addition, We made the reports about the reason for the policy change regarding the jurisdiction of the "Gekika jiken" trial, and the process of forming the concept of "political prisoner". The above is also the work for publishing the "A Collection of Historical Materials Related to Gekika jiken" (tentative title).

研究分野：日本近代史

キーワード：自由民権運動 激化事件 裁判制度 近代国家 史料翻刻

1. 研究開始当初の背景

(1)自由民権期、明治10年代後半に頻発した「激化事件」(ここでは自由党員と彼らに組織された民衆が高官暗殺・武装蜂起等の計画・実行を理由に拘引・逮捕された事件に限定する)を、近代国家創出をめぐる民権派と民衆、明治政府ら三勢力の対立・競合・協同の関係の中で、どう位置づけるのか 稲田雅洋・鶴巻孝雄・牧原憲夫・安丸良夫等による、こうした研究上の問いに対して、高島千代・田崎公司編『自由民権<激化>の時代 運動・地域・語り』(日本経済評論社・2014年)は、政府権力が実力を独占する一方で民衆レベルでは実力行使が未だ選択可能な手段とみなされていた明治10年代の時代状況を考慮する必要があること、また、この時期の自由党の運動と民衆の要求には「減税」・負担軽減という接点があることを示したが、各事件の実態から「激化事件」全体の位置づけを考察するにあたっては、試論を提示するにとどまった。

現在の「激化事件」研究では、上記の研究状況に対して、参加者の行動、要求・意識の側面から事件の実態解明をさらに進め、それを通じて、事件にみられた実力行使の志向や地域民衆の要求・意識と民権派の思想・運動との関係、また事件関係者と政府のめざす方向との関わりについて検証することが求められている。

(2)また「激化事件」研究には、法務図書館所蔵の「激化事件」関係裁判文書が、事件関係者の行動・意識、当時の司法省・政府の当該事件への対処方針などの解明に際して重要な位置を占めているにもかかわらず、これらの文書は一部を除いて翻刻・活字化がなされておらず、その利用については不便があった。

(3)そこで、本研究「「激化事件」裁判に関する基礎的研究」では、「激化事件」の裁判過程に焦点をあてることで上記の(1)の解明を行うこと、また研究の前提として、(2)法務図書館所蔵の「激化事件」関係裁判文書の翻刻を行うことを意図するに至った。

2. 研究の目的

(1)本研究は「激化事件」の裁判過程、その中で表明された事件関係者の行動・意識、裁判所・司法省の事件像や公判戦略・国家像等を明らかにすることにより、各事件にみられた行動・意識と自由党中央など民権派の運動・思想との関係、また事件と政治権力の関わりを解明し、「激化事件」全体が同時代に占める位置について考察することを目的とした。

(2)また、上記の目的を果たすために法務図書館所蔵「激化事件」関係裁判史料の翻刻・活字化作業や関連史料の調査を行い、これらを基にした史料集の刊行を目指した。

3. 研究の方法

本研究では、下記(1)の作業を進めるなかで裁判史料を解読し、(3)各事件の実像と裁判過程について解明するという方法をとった。またそのなかで(2)の史料調査もあわせて行うことを計画した。

(1)法務図書館所蔵の「激化事件」関係裁判史料の翻刻作業を行う。

具体的には下記、秋田事件、福島・喜多方事件、飯田事件、名古屋事件に関する簿冊15冊が未翻刻のため、翻刻作業を行う。

・「高等法院伺書 秋田縣立志會員暴動事件(自明治十四年至同十七年) 寫」(法務図書館の分類記号 Y300, S1-62) 全1冊。

・「若松一件書類 河野廣中一件 明治十五年 寫」(分類記号 Y450, W2-1) 全1冊と、「若松一件書類(河野廣中一件 附属書類) 寫」(分類記号 Y450, W2-2) 全8冊の計9冊。

・「長野縣國事犯村松愛蔵等二關スル一件書類 寫」(分類記号 Y450, N3-1) 全3冊。

・「愛知縣大島渚等強盜事件書類 明治十八年(檢務局) 寫」(分類記号 Y450, A2-1) 全2冊。

(2)「激化事件」裁判に関わる史料調査

訊問調書・裁判言渡書などの裁判史料(地方検察庁・裁判所所蔵、地域・国立の公文書館や法務図書館所蔵、個人所蔵などの場合がある) また裁判に関わる新聞報道史料について、現時点での残存状況・翻刻状況を調査し、各史料の内容や相互の関係を明らかにする。

(3)以上の(1)(2)を通じて、「激化事件」の裁判過程や事件の実像、裁判所・司法省の事件に対する姿勢などについて考察する。

4. 研究成果

(1) 法務図書館所蔵「激化事件」関係裁判史料の翻刻作業

「高等法院伺書 秋田縣立志會員暴動事件(自明治十四年至同十七年) 寫」全1冊、「若松一件書類 河野廣中一件 明治十五年 寫」全1冊、「若松一件書類(河野廣中一件附属書類) 寫」全8冊、「長野縣國事犯村松愛蔵等二關スル一件書類 寫」全3冊、「愛知縣大島渚等強盜事件書類 明治十八年(檢務局) 寫」全2冊、計15冊の翻刻作業をすべて終了した。

現在、各研究分担者が担当分の文書を、統一見直しルールに即して監修・チェックを進めている。

(2) 「激化事件」裁判に関わる史料調査

・裁判史料については、さいたま地検、新潟地検高田支部所蔵の激化事件裁判関係史料の撮影と所蔵の確認、喜多方市立図書館、群馬県立文書館、埼玉県立文書館所蔵の関係史料の所蔵確認を行った。

・新聞報道史料については、『愛岐新聞』、『愛知新聞』、『東海新聞』、『信濃毎日新聞』、『新潟新聞』、『大阪日報』、『朝野新聞』、『東京朝日新聞』、『東京横浜毎日新聞』、『黄金新聞』、『開花新聞』に掲載された激化事件(主に飯田事件、名古屋事件・岐阜加茂事件、大阪事件)関係記事のリストアップを行った。

(3) 「激化事件」の裁判過程等の解明

2018~21年の研究期間内に第9~17回の激化事件研究会を開催し、下記のような報告を行った。

・2021年3月30日第14回激化事件研究会で「飯田事件裁判と明治10年代刑事裁判の諸問題 - 裁判管轄をめぐる議論の変遷」(高島千代)、2022年3月27日第17回激化事件研究会での「「国事犯」をめぐる罪・刑罰・裁判 激化事件との関係で」(高島千代)の報告を行った。

前者は、翻刻中の「長野縣國事犯村松愛蔵等二關スル一件書類 寫」、また『法規分類大全 治罪門(一)』収録の公文書などを用い、明治初年以來、司法省をはじめ政府内においてみられた軍人・常人の共犯事件、内乱罪(国事犯)事件の裁判管轄についての議論と、飯田事件裁判における裁判管轄に関わる司法省の方針、すなわち明治18年2月23日太政官指令「軍人ト雖モ今度ニ限り普通治罪法ニヨリテ審理セシム可キ」、同年3月28日太政官指令(飯田事件裁判については高等法院を開かず、長野始審裁判所での普通裁判に任せる)との関係について明らかにしたものである。具体的には、飯田事件裁判の管轄をめぐる従来からの処分が変更された理由として、高等法院を回避する政治的な判断があったとする手塚豊「自由党飯田事件の裁判に関する一考察」(『手塚豊著作集 第二巻 自由民権裁判の研究(中)』・慶應通信・1982年)の主張に対して、少なくとも陸軍治罪法20条(軍人・非軍人の共犯は軍法會議で審判する)の適用を避けた点については、軍人・常人の刑罰に対して明治初年以來、司法省にみられた考え方の延長上にもたらされもので、政治的意図だけで説明できるものではないと論じている。

後者の報告は、新井勉「国事犯の概念と法的位置づけ」(『日本法学』76巻1号・2010年6月)、同『大逆罪・内乱罪の研究』(2016年・批評社)、兒玉圭司「明治前期の処遇にみる国事犯」(堅田剛編『加害/被害』国際書院・2013年)などをふまえ、さらに国立公文書館所蔵の公文書などを用いて、幕末から明治13年刑法に至る「国事犯」(内乱罪・外患罪)概念の形成過程について整理・考察したものである。具体的には、「国事犯」概念の形成が士族反乱によって促されたこと、明治13年刑法の内乱罪の要件(特に「朝憲紊乱」「政府転覆」と明治9年11月8日「臨時暴徒処分例」の関係、また内乱罪の刑罰として身分的な刑罰(閏刑)の系譜にある「禁獄」を科した背景にある国事犯に対する見方(通常の犯罪とは異なる犯罪、「廉恥」を知る、重んずる犯罪という見方)が存在したことなどを論じている。

・2021年3月30日第14回激化事件研究会の報告、飯塚彬「国立国会図書館憲政資料室所蔵「加波山事件関係資料」と「小針家」について」は、「激化事件」の一つ、加波山事件に関する史料のうち憲政資料室所蔵「加波山事件関係資料」に焦点をあてた報告だが、法務図書館所蔵の「激化事件」裁判に関する史料と個人の家文書との関係について示唆を与えるも

のだった。同報告は、同「国立国会図書館憲政資料室所蔵「加波山事件関係資料」と小針家」（長井純市編『近代日本の歴史と史料』花伝社、2022年3月）として刊行された。

以上、(1)～(3)の研究成果については、「激化事件裁判関係史料集」(仮)の史料部分と解説・解題論文として活字化し、日本経済評論社から刊行することを予定している。

(4)その他

・2019年8月11日第12回激化事件研究会の報告、中元崇智「色川大吉『明治精神史』」は、同「書評 色川大吉『明治精神史』」(『日本史研究』688号、2019年12月)として刊行された。

・2020年1月12日第13回激化事件研究会での報告 高島千代「明治20年代の立憲政体構想 明治憲法の改良・改正論を中心に」は、同「明治20年代の立憲政体構想 - 明治憲法の改良・改正論を中心に」(町田市立自由民権資料館『自由民権』33号、2020年3月)として刊行された。

・本研究の当初の目的にはなかったが、激化事件研究会の開催を通じて、岐阜加茂事件・名古屋事件の研究者である長谷川昇家の所蔵文書について閲覧機会があったため、2020年2月27日に同家で調査をさせていただいた。その成果は、2022年度東アジア近代史学会大会で研究分担者の中元崇智氏が報告する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 中元崇智	4. 巻 688号
2. 論文標題 色川大吉『明治精神史』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本史研究会『日本史研究』	6. 最初と最後の頁 108-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高島千代	4. 巻 33号
2. 論文標題 明治二〇年代初の立憲政体構想 明治憲法の改良・改正論を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 町田市立自由民権資料館『自由民権』	6. 最初と最後の頁 44-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中元崇智
2. 発表標題 自由民権運動研究の進展と「内藤魯一関係文書」 研究者の旧蔵史料と再発見
3. 学会等名 東アジア近代史学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 長井純市編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 花伝社	5. 総ページ数 392頁(飯塚論文は20頁)
3. 書名 近代日本の歴史と史料(第14回激化事件研究会の報告、飯塚彬「国立国会図書館憲政資料室所蔵「加波山事件関係資料」と小針家」)を収録)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	田崎 公司 (TASAKI Kimitsukasa) (00309189)	大阪商業大学・経済学部・准教授 (34410)	
研究分担者	安在 邦夫 (ANZAI kunio) (30120900)	早稲田大学・文学学術院・名誉教授 (32689)	
研究分担者	金井 隆典 (KANAI Takanori) (60298205)	大和大学・政治経済学部・准教授 (34453)	
研究分担者	中元 崇智 (NAKAMOTO Takatoshi) (90609174)	中京大学・文学部・教授 (33908)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	横山 真一 (YOKOYAMA Shinichi)	新潟県立文書館・嘱託	
研究協力者	飯塚 彬 (IIZUKA Akira)	国文学研究資料館・事務補佐 (62608)	
研究協力者	黒沢 正則 (KUROSAWA Masanori)		

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	大泉 陽輔 (OIZUMI Yosuke) (90882043)	岡山大学・学術研究院社会文化科学学域・講師 (15301)	
研究協力者	松山 紘章 (MATSUYAMA Hiroaki)	神奈川大学大学院・歴史民俗資料科学研究科・博士後期課程学生 (32702)	
研究協力者	田中 豊 (TANAKA Yutaka)	関西学院大学大学院・法学研究科・博士後期課程学生 (34504)	
研究協力者	本部 はる香 (HONBE Haruka)	大府市歴史民俗資料館・学芸員	
研究協力者	長澤 彩名 (NAGASAWA Ayana)	中京大学・文学部歴史文化学科・学生 (33908)	
研究協力者	関根 隆司 (SEKINE Takashi)	東京大学大学院・博士課程学生 (12601)	
研究協力者	谷田 雄一 (YATA Yuichi)	早稲田大学大学院・社会科学研究科・研究生 (32689)	
研究協力者	海野 大地 (UNNO Daiichi)	立命館大学・文学研究科・博士後期課程学生 (34315)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	渡邊 剛 (WATANABE Tsuyoshi)		
研究協力者	宮内 啓太 (MIYAUCHI Keita)	早稲田大学・文学研究科・修士課程学生 (32689)	
研究協力者	望月 幸輝 (MOCHIZUKI Koki)	早稲田大学大学院・社会科学研究科・博士後期課程学生 (32689)	
研究協力者	山口 友樹 (YAMAGUCHI Tomoki)	早稲田大学大学院・社会科学研究科・修士課程学生 (32689)	
研究協力者	三木 伸一 (MIKI Shinichi)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関